

アジア弁理士協会日本部会規約

制定	(昭和45年3月30日創立総会において制定、同日から施行)
改正	(昭和46年10月26日昭和47年度通常総会において一部改正、同日から施行)
改正	(昭和48年10月9日昭和49年度通常総会において一部改正、同日から施行)
改正	(昭和51年10月29日昭和52年度通常総会において一部改正、同日から施行)
改正	(昭和55年9月25日昭和56年度通常総会において一部改正、同日から施行)
改正	(昭和58年10月18日昭和59年度通常総会において一部改正、同日から施行)
改正	(平成2年10月11日平成3年度通常総会において一部改正、同日から施行)
改正	(平成8年10月4日平成9年度通常総会において一部改正、同日から施行)
改正	(平成13年10月15日平成14年度通常総会において一部改正、同日から施行)
改正	平成14年10月21日平成15年度通常総会において一部改正、同日から施行)
改正	(平成16年8月9日平成16年度第1回臨時総会において一部改正、同日から施行)
改正	(平成29年2月10日平成28年度通常総会において一部改正、同日から施行)
改正	(令和2年4月24日2019年度通常総会にお

(名称)

第1条 本会は、アジア弁理士協会日本部会と称する。

(所在地)

第2条 本会は、事務局を東京都におく。

(目的)

第3条 本会は、アジアン・パテント・アトニーーズ・アソシエーション(以下APAAと略称する)の目的に即し、アジア地域において弁理士業務を営む者相互の親睦を図り、その交流を通じて各地域における知的財産権の一層の保護を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、その目的を達するため次の事業を行う。

- 一 APAAと密接に連絡し、その事業の推進に協力すること。
- 二 会員の会合を催すこと。
- 三 知的財産権に関する情報の交換をすること。
- 四 知的財産権に関する事項につき、政府機関、政府間機関およびその他の団体と密接に連絡し、それらの機関および団体の催す会議または会合に参加すること。
- 五 知的財産権に関する国際法規および国内法規の改善ならびに調整を図るため、調査、検討、立案、提案をすること。

六 その他本会の目的を達成するために必要な事業をすること。

(会 員)

第5条 本会は、次の資格を有する者をもって構成する。

- 一 日本弁理士会の会員である個人。
- 二 日本弁理士会

(入 会)

第6条 本会に入会せんとする者は、書面をもって、または本会のウェブサイトを通じて、所定の入会申請を会長に行うものとする。

2 前項の申請があったときは、理事会は第5条に定める資格の有無を確認し、入会の可否について決定する。同決定は、必要に応じて、会長の判断に基づき、電子メールでの各理事への意思確認によることができる。ただし、同意思確認期間が3営業日に満たない場合には、次の理事会での不承認を解除条件とする、仮決定とする。

3 前項の決定の結果は、書面または電子メールをもって申請人に通知する。

(退会・除名)

第7条 会員は、会長に対して書面または電子メールをもって届け出ることにより、本会を退会することができる。

2 会員が、第5条に定める資格を失ったときは、退会したものとみなす。

3 会員が本会の目的に違反する行為、本会の名誉を毀損しまたはその恐れのある行為をなしたときは、本会は総会の決議によりその会員を除名することができる。

4 会員が、会費を滞納して催促を受けたにもかかわらず納付しないときは、本会は、理事会の決議によりその会員を退会したものとみなすことができる。

5 退会または除名があった場合において、既納の会費は返還しない。

(役 員)

第8条 本会には、役員として理事および監事をおく。

2 役員の任期は、次の通常総会の終了までとする。

(会 長)

第9条 会長は1名とし、理事の互選によって選出する。

2 会長は、本会を代表し会務を執行する。

3 会長は、理事会の議決を経て APAA の理事候補者を APAA に推薦する。

(副会長)

第10条 副会長は4名以内とし、理事の互選によって選出する。副会長の数は、毎年理事会が決定する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、うち1名がこれを代行する。

(理 事)

第11条 理事は若干名とし、個人会員中より総会によって選任する。

2 理事は、会長の委嘱により会務を執行する。

(監 事)

第12条 監事は若干名とし、個人会員中より総会によって選任する。

2 監事は、本会の財務を監査し、その結果を総会に報告する。

(相談役)

第13条 相談役は若干名とし、個人会員中より理事会によって選任する。

2 相談役の任期は、次の通常総会の終了直後の理事会の終了までとする。

3 相談役は、役員による本会の運営に関する相談に応じる。

(理事会)

第14条 理事会は、理事をもって構成する。ただし、会長が必要と認めた場合には、理事以外の会員でも、理事会に出席して審議に参加することができる。

- 2 理事会は、本規約に別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要事項、予算中の予備費の支出の可否、内規その他会長が必要と認める事項を審議決定する。
- 3 理事会は、会長がこれを招集する。
- 4 理事会の議長は、会長がこれにあたる。
- 5 理事会は、必要に応じて委員会を設置することができる。

(総 会)

第15条 総会は、通常総会および臨時総会とし、会長がこれを招集する。

- 2 通常総会は、毎会計年度終了後、2ヶ月以内にこれを開催することを要し、臨時総会は、必要あるとき、または会員5分の1以上の要求があったときにこれを開催する。
- 3 総会の招集は、議案とともに開催日15日前に、会員に対して書面または電子メールをもって通知を発ししなければならない。ただし、緊急を要する臨時総会を開催するときは、この期間を短縮することができる。
- 4 本条第2項における臨時総会の開催要求があった場合には、要求があったときから1ヶ月以内にこれを開催しなければならない。

(総会の審議事項)

第16条 総会においては、本規約に別に定めるもののほか、次の事項を審議する。

- 一 会務報告書および決算報告書
- 二 事業計画および予算
- 三 その他、会長が必要と認め理事会が議決した事項
- 四 議案に関連した事項

(総会の開催・議長および副議長・議決)

第17条 総会は、会員3分の1以上が出席しなければ開会することができない。ただし、開会の定刻より10分を過ぎ、出席会員が30名に達したときは、これを開会することができる。

- 2 総会の議長および副議長は各1名とし、出席会員の中から選出する。
- 3 総会の議決は、議決時の出席会員の過半数によるものとする。ただし、規約の変更および会員の除名については、議決時の出席会員の3分の2以上の議決を必要とする。
- 4 第5条第二号の会員は、総会に出席する場合、予め総会に出席すべき代表者1名を指名し、書面または電子メールをもって会長に通知しなければならない。ただし、上記代表者は第5条第一号の資格を有する者でなければならない。

(会 計)

第18条 本会の経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもってまかなう。

2 会員は次の会費を負担するものとし、毎会計年度開始後3ヶ月以内にこれを収めなければならない。会計年度の途中において入会した会員は、入会后遅滞なくその年度の会費を納めなければならない。

- 一 APAA年会費
- 二 本会年会費
 - 個人会員 年額 15,000円
 - 団体会員 年額 45,000円

3 本会は著しく功績のあった会員について、理事会の推薦に基づき、総会の承認をもって前項第二号に定める会費を免除することができる。

4 前項に定める会員の推薦基準については、APAA年会費を免除された会員の他、内規をもって定める。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。

(細 則)

第20条 本規約の施行に必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを別に定める。

附 則 1

この規約の一部改正は、昭和46年10月26日から施行する。(昭和46年10月26日の昭和47年度通常総会)

附 則 2

この規約の一部改正は、昭和48年10月9日から施行し、昭和48年9月1日から適用する。(昭和48年10月9日の昭和49年度通常総会)

附 則 3

この規約の一部改正は、昭和51年10月29日から施行し、第17条第2項の一部改正は、昭和51年9月1日から適用する。(昭和51年10月29日の昭和52年度通常総会)

附 則 4

この規約の一部改正は、昭和55年9月25日から施行し、昭和55年9月1日から適用する。(昭和55年9月25日の昭和56年度通常総会)

附 則 5

この規約の一部改正は、昭和58年10月18日から施行し、昭和58年9月1日から適用する。(昭和58年10月18日の昭和59年度通常総会)

附 則 6

この規約の一部改正は、平成2年10月11日から施行し、平成2年9月1日から適用する。(平成2年10月11日の平成3年度通常総会)

附 則 7

この規約の一部改正は、平成8年10月4日から施行し、平成8年9月1日から適用する。(平成8年10月4日の平成9年度通常総会)

附 則 8

この規約の一部改正は、平成13年10月15日から施行し、平成13年9月1日から適用する。(平成13年10月15日の平成14年度通常総会)

附 則 9

この規約の一部改正は、平成14年10月21日から施行し、平成14年9月1日から適用する。(平成14年10月21日の平成15年度通常総会)

附 則 10

この規約の一部改正は、平成17年1月1日から施行し、平成16年度の会計年度は平成15年9月1日より平成16年12月31日までとする。

附 則 11

この規約の一部改正は、平成29年2月10日から施行し、平成29年1月1日から適用する。(平成29年2月10日の平成28年度通常総会)

附 則 12

この規約の一部改正は、令和2年4月24日から施行し、令和2年1月1日から適用する。(2019年度通常総会)